

普通株式、優先株式それぞれの1株当たりの残余財産分配金額

～参謀作～

普通株式数を100株、優先株式数を10株とする。

残余財産の金額	普通株式1株当たりの分配金額	優先株式1株当たりの分配金額
①100円	0円	20円
②1,000円	0円	100円
③2,000円	0円	200円
④3,000円	10円	200円
⑤4,000円	20円	200円
⑥10,000円	74.55円	254.55円
⑦20,000円	165.45円	345.45円
⑧22,000円	183.64円	363.64円
⑨30,000円	256.36円	436.36円
⑩50,000円	438.18円	618.18円

注：

まず、上記①～③が、分配①「優先残余財産分配金」となる。この場合、普通株式には残余財産の分配は行われぬ。

優先株式に対する分配額が200円となる、残余財産の金額が2,000円の場合が、1つの閾値である。

次に、上位④と⑤が、分配②の(a)の場合である。

優先株式に対し分配①「優先残余財産分配金」を200円に達するまで支払った後、

さらに残余財産がある場合は、普通株式に対し「合計」分配金額が2,000円に達するまで、普通株式に対し残余財産の分配を行う。

合計金額2,000円というのは、「優先株式1株当たり分配額200円×優先株式数10株」のことである。

この理論的な背景は、優先株式1株と普通株式はそもそも平等ではない、という考え方からきている。

総体としての優先株式と総体としての普通株式が、残余財産の受取合計額という点で平等だ、という論理立てになっているわけである。

優先株式、普通株式共に、「合計」分配金額が2,000円となる、残余財産の金額が4,000円の場合が、1つの閾値である。

上記⑥～⑩が、分配②の(b)の場合である。

優先株式、普通株式共に、「合計」分配金を2,000円に達するまで支払った後は、

さらに残りの残余財産については、平等に各株式に分配することになる。

この分配②の(b)の場合では、再残存残余財産の分配額計算に際しては、株式数は110株として計算する。

まず優先株式が「優先残余財産分配金」を受け取り、次に普通株式がそれと同額の残余財産分配金を受け取った後は、

優先株式と普通株式は平等だ、同順位だ、

優先株式が有する優先的な請求権は行使された、会社は当該債務を履行した、という考え方に立っている。

例えば上記⑨の場合で言えば、計算式は、それぞれ、

普通株式への1株当たりの分配額＝20円＋(30,000－4,000)÷110

優先株式への1株当たりの分配額＝200円＋(30,000－4,000)÷110

となる。

さらに別の分配方法として、

優先株主が分配①「優先残余財産分配金」を受け取った後、普通株主には特段の分配は行わず、「優先残余財産分配金」支払直後から、

即座に優先株式と普通株式は平等だと考えて、同順位で残存残余財産の分配を両株式に行っていく、

という分配方法も考えられる。

この分配方法の場合は、普通株主はさらに不利な条件で残余財産の分配を受けることとなる。

どの時点で、すなわち、どのような残余財産の分配が行われたのかをもって、優先株主の優先権は消滅したと見るのか、

の違いにより、残余財産の分配方法が複数考えられるわけである。

他の言い方をすれば、優先株主が有する優先権の消滅原因はどのような内容が実現されたことを指すのか、

の違いにより、普通株主がどの時点からどのような分配方法により残余財産の分配を受け取るのかが変わってくるわけである。

法理的には、優先株主が有する権利は全て、優先権と共に、元々の債権(元本の償還を受ける権利)が消滅すると同時に消滅する、

というふう考えるべきであろう。

優先株主は、「優先残余財産分配金」を受け取った時点で、有する権利は全て満たされ、株主としての権利も失い、

したがって、その後は、普通株主に優先または同順位でまたは劣後し、残余財産を受け取る権利は優先株主には一切ない、

というふう考えるべきであろう。